

## 事業性融資推進本部及び 事業性融資推進本部事務局の設置について

1. 事業性融資の推進等に関する法律（抄） . . . 1  
（令和6年法律第52号）
2. 事業性融資の推進等に関する法律施行令（抄） . . . 2  
（令和7年政令第243号）
3. 事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する者を定める件 . . . 3  
（令和8年内閣府告示第72号）
4. 事業性融資推進本部事務局の設置に関する訓令 . . . 3  
（令和8年金融庁訓令第9号）

# 1. 事業性融資の推進等に関する法律（抄）

（令和6年法律第52号）

（設置）

第二百四十二条 金融庁に、特別の機関として、事業性融資推進本部（以下この章において「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二百四十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事業性融資の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 事業性融資の推進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

（組織）

第二百四十四条 本部は、事業性融資推進本部長及び事業性融資推進本部員をもって組織する。

（事業性融資推進本部長）

第二百四十五条 本部の長は、事業性融資推進本部長（次項及び次条第二項第五号において「本部長」という。）とし、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括する。

（事業性融資推進本部員）

第二百四十六条 本部に、事業性融資推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 法務大臣
- 二 財務大臣

三 農林水産大臣

四 経済産業大臣

五 前各号に掲げるもののほか、本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第二百四十七条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二百四十八条 第二百四十二条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 2. 事業性融資の推進等に関する法律施行令 (抄)

(令和7年政令第243号)

(本部の庶務)

第十九条 事業性融資推進本部(次条において「本部」という。)の庶務は、金融庁監督局総務課において処理する。

(本部の運営)

第二十条 前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、事業性融資推進本部長が本部に諮って定める。

### 3. 事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する者を定める件

(令和8年内閣府告示第72号)

事業性融資の推進等に関する法律第二百四十六条第二項第五号に規定する内閣総理大臣が指定する者は、厚生労働大臣とする。

### 4. 事業性融資推進本部事務局の設置に関する訓令

(令和8年金融庁訓令第9号)

(設置)

第1条 監督局に、事業性融資推進本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 事務局は、事業性融資推進本部の運営に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 事務局に、事務局長、事務局長代理1人、次長10名以内及び局員若干名（それぞれ関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局長は、事務局の所掌事務を総括する。

3 事務局長代理は、事務局長を助け、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 次長は、事務局長及び事務局長代理を助け、事務局の事務を整理する。

5 局員は、命を受けて、事務局の事務を分担し、事務を処理する。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年5月25日から施行する。